

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第30号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年12月29日 07時30分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市鳥取港 鳥取港第2防波堤灯台から真方位184°600m付近 (概位 北緯35°32.5′ 東経134°11.5′)
事故等調査の経過	平成26年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第三十八勝丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134178、有限会社ティティ海運
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	プロペラに破損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約3.30m、船尾約5.30mの喫水により、船長が、手動操舵で操船に当たり、船首に2人を、船尾に1人をそれぞれ配置に就け、左回頭して鳥取港の千代9号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、後ろに下がり過ぎたので、機関を前進にかけたところ、平成25年12月29日07時30分ごろ船底に衝撃を感じた。 本船は、その後、航行中に船体振動が生じていたが、平成26年1月7日に入渠した際、プロペラ翼4枚に損傷が発見された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、約5回本件岸壁に着岸した経験があった。 船長は、事前に潮汐を調べていなかった。 本船は、伝馬船で本件岸壁にロープを渡していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、鳥取港の本件岸壁に着岸作業中、後進行きあしの制御が適切でなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、鳥取港の本件岸壁に着岸作業中、後進行きあしの制御が適切でなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>船長は、本事故後、着岸した後の移動は、ロープで調整することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 喫水及び着岸水域の水深を事前に検討すること。
-----------	---